



商工会ニュースしわ 臨時号

◇発行者 紫波町商工会長 橋 富雄 ◇令和2年4月28日発行

◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

新型コロナウイルス対策 持続化給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業・個人事業主に対し、事業全般に広く使える給付金を支給する施策が経済産業省より講じられております。

補正予算通過後に持続化給付金申請webページより申請可能となる予定です。対象となる事業所の皆様は必要書類のご準備をお願いいたします。

●持続化給付金

・給付対象者：以下の要件を満たす事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）があり、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - ・資本金又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ・上記の定めがない場合、常時使用する従業員が2千人以下である事業者。

・給付額：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）
給付の上限は法人200万円以内、個人事業主100万円以内

・必要書類：①2019年確定申告書（法人の場合は前事業年度の確定申告書）
②売上減少となった月の売上台帳の写し
③通帳の写し
④身分証明書の写し（個人事業主の場合）

相談ダイヤル 金融・給付金窓口 0570-783183（平日・休日9時～19時）

予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設予定。

※詳細は同封した資料もしくは経済産業省ホームページをご覧ください。また、商工会ホームページでも持続化給付金を始めとした新型コロナウイルス支援施策についてパンフレット等をアップしていますのでご確認ください。

経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)

紫波町商工会ホームページ (<https://www.shokokai.com/shiwa/>)